

事務連絡  
平成30年9月18日

各都道府県人材開発主管部（局）長 殿

厚生労働省参事官  
（人材開発政策担当）

職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練の取扱いについて

平素より人材開発施策の推進に御尽力いただき、感謝申し上げます。

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の4の表の留学の在留資格をもって在留する者（以下「留学生」という。）が、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第92条に基づき、職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練（以下「準ずる訓練」という。）を受ける際の取扱いについて、地方公共団体から照会があったところ、下記のとおり整理することとしましたので、貴職管下の公共職業能力開発施設等に周知いただくとともに、今後の運用におかれては御留意いただくようお願い申し上げます。

なお、記2については、法務省入国管理局とも協議済みであることを申し添えます。

## 記

### 1 準ずる訓練に係る修了証書の交付について

準ずる訓練を受ける者が、法第13条、第15条の7第1項若しくは第27条第1項の規定に基づく職業訓練又は法第27条第1項の規定に基づく指導員訓練（以下「職業訓練等」という。）に係る訓練期間及び訓練時間に従い職業訓練等の内容を習得し、それぞれの職業訓練等の修了の要件を満たしていると認められる場合、公共職業能力開発施設の長、職業能力開発総合大学の長及び職業訓練法人は、当該準ずる訓練を受ける者に対して、法第22条の規定の趣旨を踏まえ、修了証書を交付するものとする。

### 2 職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発総合大学

校において修了証書を交付された留学生について

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）においては、在留資格「技術・人文知識・国際業務」等の入国審査に当たって、学歴について、大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたことを求める規定があるところ。その解釈及び取扱いに当たっては、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発総合大学校において修了証書を交付された留学生についても、大学を卒業した者と同等以上の教育を受けた者として扱われること。